

2020. 02. 25 作成

2020. 04. 15 改訂

新型コロナウイルス感染症への対応(改訂)

米子松蔭高等学校

1. 目的

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症が発生した際における米子松蔭高等学校が行なうべき対応等についてあらかじめ定め、迅速かつ的確な対策を行って感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、生徒・教職員の生活及び学習環境の安定を確保することを目的とする。

2. 学校内での感染拡大予防のための措置(個人)

(1) 予防

- 健康・行動観察の徹底。
- 健康管理に努める。
- 発熱等の症状が出た場合は学校に連絡の上、相談センターの指示を仰ぐ。
- かかりつけ医を受診する場合も必ず事前に電話連絡。
- のどの痛み、発熱等、風邪の症状やにおいや味の異常がある場合は登校しない。
- こまめな手洗い・アルコール消毒の徹底。
- 登下校時を含め、授業中もマスクを着用。
- 登下校時は人混みを避け、自宅から学校の移動のみとし不要な場所への立ち寄り厳禁。

(2) 感染が疑われる場合

〈公認欠席〉

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があれば、医療機関を受診する前に学校と「発熱・帰国者・接触者相談センター」に連絡し、勧められた医療機関を受診する。

「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談する目安

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

⇒鳥取県西部地区発熱・帰国者・接触者相談センター(米子保健所内)

電話：0859-31-0029、0859-31-9317 ファクシミリ：0859-34-1392

(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)

⇒鳥取県中部地区発熱・帰国者・接触者相談センター(倉吉保健所内)

電話：0858-23-3135、0858-23-3136 ファクシミリ：0858-23-4803

(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)

⇒鳥取県東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター(鳥取市保健所内)

電話：0857-22-5625、0857-22-8111 ファクシミリ：0857-22-5669

(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)

⇒松江市・島根県共同設置松江保健所

電話：0852-33-7638、0852-23-1313

(安来市、松江市など)

(3) 感染していると診断された場合

〈出席停止〉

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は出席停止とし、その期間は医師診断書の指示による。

3. 学校内での感染拡大予防のための措置(学校)

(1) 予防

- 教室等のこまめな換気を心がけ、空調設備により温度・湿度を適切に保つ。
- 学校行事や入学試験など大勢が集まる場合にも換気を心がけ、必要に応じて会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。
- 各授業終了時に授業担当者の指示で教室の換気を徹底。
- 終礼後の 清掃時間に手すりやドアノブなどを消毒。

(2) 感染者が出た場合

〈臨時休業〉

生徒・教職員が感染した場合は、ひとまず2週間の臨時休業とする。解除の時期は、関係機関及び学校医と検討し決定する。また、地域ですでに感染が拡大している場合や県からの一斉休業の要請などがあつた場合にも、校長の判断で臨時休業の措置をとる。

4. 学校から生徒・保護者への連絡方法

臨時休業などの連絡は、米子松蔭高等学校 Web サイトと Classi(クラッシー)で行う。